

地域産業保健センター（保健指導相談・健診後の意見聴取・長時間労働者や高ストレス者の面接指導）

センター名	住所	電話番号
1 千葉市	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1丁目3-9 千葉市医師会内	043-242-1220
2 船橋	〒273-0864 船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター 船橋市医師会内	047-424-9322
3 東葛北部	〒277-0845 柏市豊四季台1-1-118 柏地域医療連携センター内	080-9370-2053
4 銚子海匝	〒288-0063 銚子市清水町3177-1 銚子市医師会内	0479-22-5603
5 安房	〒294-0045 館山市北条2578-27 安房医師会内	0470-22-4036
6 君津木更津	〒292-0832 木更津市新田3-4-30 君津木更津医師会内	0438-22-6206 080-9370-2056（携帯）
7 市原市	〒290-0050 市原市更級5-1-48 市原市医師会内	0436-24-5599
8 印旛香取	〒286-0036 成田市加良部3-17-2 印旛市郡医師会内	0476-27-0331
9 山武長生夷隅	〒283-0068 東金市東岩崎5-12 山武郡市医師会内	0475-55-4136

※ コーディネーターは常勤でないため、お電話が繋がらない場合があります。その場合は、下記へご連絡下さい。

千葉産業保健総合支援センター（セミナー・専門的相談・両立支援・メンタルヘルス普及・講師斡旋）

独立行政法人労働者健康安全機構
千葉産業保健総合支援センター

〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-8
日進センタービル8階

TEL：043-202-3639
FAX：043-202-3638
e-mail：info@chibas.johas.go.jp
URL：https://www.chibas.johas.go.jp

【開所時間】
平日 8時30分～17時15分
土日祝を除く
※窓口相談は予約制となっております



交通機関
● JR千葉駅から徒歩約15分
● 京成千葉中央駅から徒歩約5分

独立行政法人労働者健康安全機構
千葉産業保健総合支援センター
(ちばさんぽ)

事業案内



千葉産業保健総合支援センターでは、働く人々の健康を確保するため、事業場で産業保健活動に取り組む事業主、労務・安全衛生担当者、衛生管理者・（安全）衛生推進者、産業医、保健師・看護師などの方々に対して、産業保健・衛生管理研修会や専門的相談等を通じて支援を行っています。

また、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、産業保健サービスを提供する地域産業保健センターを運営・支援しています。

健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受け付け、ワンストップサービスで企業内での産業保健活動への総合的な支援を実施しています。

皆さまのご利用をお待ちしております。

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

提供するサービスは無料です。お気軽にお問い合わせください。



独立行政法人労働者健康安全機構
千葉産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センター <https://www.chibas.johas.go.jp>

千葉産業保健総合支援センターでは、事業場の規模を概ね問わず、産業保健活動に取り組む事業主、労務・安全衛生担当者、衛生管理者・（安全）衛生推進者、産業医、保健師・看護師などの方々に対して、下記のような支援を行っています。

産業保健・衛生管理関係者に対する専門的研修（セミナー）

事業主、労務・安全衛生担当者、衛生管理者・（安全）衛生推進者、産業医、保健師・看護師などを対象として、産業保健・衛生管理に関する様々なテーマの研修（セミナー）を実施しています。研修スケジュールはホームページでご確認ください。
※研修参加には事前のお申し込みが必要です。

産業保健・衛生管理関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する医師や保健師等の相談員が、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。
また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

治療と仕事の両立支援のための個別訪問支援等

労働者ががん等の病気になってしまった場合でも、治療と仕事を両立して働き続けることができるよう、両立支援促進員などが事業場を訪問し、両立支援に関する制度導入の支援や、管理監督者・社員を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。
また、患者（労働者）に係る健康管理について、事業者と患者（労働者）の間の治療と仕事の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰プランの作成を助言、支援します。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策促進員が、主に中小規模事業場を訪問し、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。
また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌の送付を通じて、産業保健・衛生管理に係る情報を提供しています。また、専門図書の貸出等も行っています。
※メールマガジンのご登録、情報誌「産業保健21」の購読はホームページからもお受けしています。

講師斡旋等

団体や企業が研修会等開催する場合、研修テーマ等に応じて、当総合支援センターの産業保健相談員またはその他の専門家を講師としてご紹介いたします。※紹介は無料です。（講師謝礼・交通費は、講師との相互の話し合いによりご決定下さい。）

地域産業保健センター（地域窓口）

地域産業保健センター（地域窓口）は県下9か所（裏面参照）で、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。
なお、利用には事前の登録（申込み）が必要です。また、利用回数には制限があります。

（労働者数50人未満の小規模事業場を優先しておりますので、本社等に産業医がいらっしゃる場合は、企業内での対応をお願いする場合があります。）

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師や保健師が日常生活面での保健指導を行います。
また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師や保健師が相談・指導を行います。（労働安全衛生法第66条の7関係を含みます）

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。（労働安全衛生法第66条の4関係）

長時間労働者・ストレスチェックにおける高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレス者であるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。（労働安全衛生法第66条の8～10関係）

産業保健に関する個別訪問支援の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、助言などの支援を行います。

詳しくは最寄りの地域産業保健センター（裏面参照）または産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

提供するサービスは無料です。